

兵庫県公報

平成25年10月8日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
○ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例（災害対策課）	2
○ 家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例（畜産課）	3
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	4
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局特別支援教育課）	4

公布された法令のあらまし

●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 旅券法の一部を改正する法律の規定により、旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されることに伴い、当該訂正に係る手数料を廃止することとした。
- 2 保険業法等の一部を改正する法律の規定により、同法に規定する特定保険業の認可の申請期限が平成25年11月30日をもって満了することに伴い、当該認可の申請に対する審査に係る手数料を廃止することとした。

●災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に対し新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を、大規模災害からの復興に関する法律による復興計画の作成等のため派遣された職員に対し災害派遣手当を支給することとした。

●新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例（条例第30号）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、同法に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関して必要な事項を定めることとした。

●家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例（条例第31号）

洲本家畜保健衛生所の新築移転に伴い、同家畜保健衛生所の名称及び位置を次のとおり改めることとした。

名 称	位 置
淡路家畜保健衛生所	南あわじ市

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

●兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

兵庫県立姫路特別支援学校に在学する知的障害のある児童及び生徒の増加に対応し、特別支援教育の充実に資するため、新たに兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校を設置することとした。

名 称	位 置	部
兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校	姫路市	小 学 部
		中 学 部
		高 等 部

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第28号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の15の部(3)の款を削り、同部(4)の款中「第20条第 1 項第 6 号」を「第20条第 1 項第 5 号」に改め、同款を同部(3)の款とする。

別表第 4 の56の部を次のように改める。

56 削除
附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第 4 の56の部の改正規定 平成25年12月 1 日
 - (2) 別表第 3 の15の部の改正規定及び次項の規定 旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日
(経過措置)
- 2 改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第 3 の15の部の規定は、前項第 2 号に定める日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、同部の規定にかかわらず、なお従前の例による。



災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第29号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和38年兵庫県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第32条第 1 項及び」の右に「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第 1 項、」を、「含む。」の右に「並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加え、「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。



新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例をここに公布する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第30号

新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(有識者会議)

第 2 条 知事は、法第 7 条第 8 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 6 条第 5 項の規定に基づき、兵庫県行動計画の案の作成及び兵庫県行動計画の変更に当たり、専門的な知識に基づく意見を聴くため、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

- 2 有識者会議は、委員15人以内で組織する。
- 3 有識者会議の委員は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 有識者会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 有識者会議の委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(対策本部長の意見聴取)

第3条 法第23条第1項に規定する兵庫県対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、有識者会議の委員その他必要と認める者から、専門的な知識に基づく意見を聴くことができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 2 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務
-------------------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第54号の2を第54号の3とし、第54号の次に次の1号を加える。

(5)の2 新型インフルエンザ等対策有識者会議

別表第1 地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2 地域安全まちづくり審議会の委員の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
----------------------	---------------------



家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第31号

家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所設置条例（昭和35年兵庫県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

別表洲本家畜保健衛生所の項名称の欄中「洲本家畜保健衛生所」を「淡路家畜保健衛生所」に改め、同項位置の欄中「洲本市」を「南あわじ市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第32号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。
第10条第3項第2号中「第20条第1項」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第33号

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立姫路特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立姫路しらすぎ特別支援学校	姫路市	小 学 部 中 学 部 高 等 部
------------------	-----	-------------------------

附 則

この条例は、平成25年11月 1 日から施行する。